

# 平成29年度 野迫川村職員採用試験受験申込書

写真貼付用

ふりがな		生年月日・性別		男	・	女	受験者は糊付しないでください
氏名		S	年	月	日	生	
		H	平成30年4月1日現在(満 歳)				
現住所(下宿先等)(ふりがな)							※受験番号
(〒 - )							
電話 ( ) -							試験区分
帰省先住所(ふりがな)							<input type="checkbox"/> 一般事務 <input type="checkbox"/> 土木技術
(上記住所と異なる方のみ記入してください。)							
(〒 - )							
電話 ( ) -							
学歴							
学校名	学部・学科名	所在地(市町村名まで)	在学期間	修学区分			
最終			年 月から 年 月まで	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 卒業見込 <input type="checkbox"/> 在学中( 年次) <input type="checkbox"/> 中退( 年次)			
その前			年 月から 年 月まで	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 卒業見込 <input type="checkbox"/> 在学中( 年次) <input type="checkbox"/> 中退( 年次)			
その前			年 月から 年 月まで	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 卒業見込 <input type="checkbox"/> 在学中( 年次) <input type="checkbox"/> 中退( 年次)			
職歴(自家営業も含む)新しいものから順次遡って詳しく記入してください。書ききれない場合は、任意の様式に記載のうえ添付してください。							
勤務先	部・課名	職務内容			在職期間		
最終					年 月から 年 月まで		
その前					年 月から 年 月まで		
その前					年 月から 年 月まで		
免許、資格、検定等(この試験の受験に必要な資格・免許は必ず書き、取得見込も記入してください。)							
名称	種別	取得又は取得見込年月日			資格免許等の取扱機関名		
		年 月 日 <input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 取得見込					
		年 月 日 <input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 取得見込					
		年 月 日 <input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 取得見込					
志望動機							
<input type="checkbox"/> 当日、南海高野山駅から試験会場までの送迎を希望							
<p>私は、地方公務員法第16条各号のいずれにも該当していません。 また、この申込書に記載したすべての事項について相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>氏名(自筆) <span style="float: right;">(印)</span></p>							

## 受験申込書記入上の注意

- 1 試験案内をよく読んで※印以外の欄にもれなく記入してください。
- 2 記入は、すべて本人の自筆により黒又は青のインクかボールペンを用い、楷書で丁寧に記入してください。
- 3 記載事項に不正があると採用される資格を失うことがあります。
- 4 □印の中には、該当するところに✓印をつけてください。
- 5 試験区分欄は、試験案内によって希望する試験区分に○を記入してください。
- 7 記載内容を訂正した場合は、訂正箇所に横線2本線を引き、正しく記入し直してください。
- 8 当日、南海高野山駅から試験会場までの送迎を希望する場合は、□印に✓印をつけてください。
- 9 最終欄には、必ず署名・押印してください。
- 10 申込書に最終卒業学校の卒業（見込）証明書を添付してください。
- 11 記入不足や押印漏れがあるときは、受け付けません。郵送の場合は返送します。  
そのために申込締切日に間に合わなかったとしても当方では責任を負いません。
- 12 証明写真2枚は糊付けせず同封してください。2枚とも裏面に住所・氏名を明記してください。

### 地方公務員法第16条

- ① 成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む）
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 当村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。